



島根県報

令和2年10月9日(金)

号外第122号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規則】

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (政策企画監室) 2

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則 (市町村課) 3

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則 (企業局総務課) 4

【公企規程】

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 4

【教委規則】

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則 (教育庁総務課) 5

公布された条例等のあらまし

◇行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第83号）

1 規則の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務及び当該事務を処理するために利用することができる特定個人情報を追加することとした。（別表第1・別表第2関係）

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。

◇島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則（規則第84号）

1 規則の概要

(1) 住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例の施行に伴い、知事が都道府県知事保存本人確認情報を利用することができる事務及び知事以外の執行機関が都道府県知事保存本人確認情報の提供を受けることができる事務を追加することとした。（別表第1・別表第2関係）

(2) 引用する法律の題名の改正

2 施行期日

令和3年4月1日から施行することとした。ただし、1の(2)については、令和2年12月1日から施行することとした。

◇島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則（規則第85号）

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の適用期日は、令和2年10月1日とすることとした。

規 則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第83号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則の一部を改正する規則

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例施行規則（平成28年島根県規則第14号）の一部を次のように改正する。

別表第1の8の項中「8の項」を「9の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項中「7の項」を「8の項」に改め、「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の8の項とし、同表の6の項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項中「5の項」を「6の項」に、「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の3の項中「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次の1項を加える。

3 条例別表第1の3の項の規則で定める事務	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その
-----------------------	--

	申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
--	----------------------------------

別表第1に次の2項を加える。

10 条例別表第1の10の項の規則で定める事務	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務
11 条例別表第1の11の項の規則で定める事務	国立若しくは公立の高等学校の専攻科の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

別表第2の8の項中「8の項」を「9の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項中「7の項」を「8の項」に改め、「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同項を同表の8の項とし、同表の6の項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項中「5の項」を「6の項」に、「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同項を同表の6の項とし、同表の4の項中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の3の項中「3の項」を「4の項」に改め、同項を同表の4の項とし、同表の2の項の次に次の1項を加える。

3 条例別表第2の3の項の規則で定める事務	私立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該生徒又は学生に係る就学支援金支給情報
-----------------------	--	----------------------

別表第2に次の2項を加える。

10 条例別表第2の10の項の規則で定める事務	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該申請を行う者に係る就学支援金支給情報並びに学資の貸与及び支給に関する情報
11 条例別表第2の11の項の規則で定める事務	国立又は公立の高等学校の専攻科の生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請に係る事実についての審査に関する事務	当該生徒又は学生に係る就学支援金支給情報

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸山達也

島根県規則第84号

島根県住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

島根県住民基本台帳法施行細則（平成14年島根県規則第74号）の一部を次のように改正する。

別表第1の25の項中「25の項」を「26の項」に改め、同項を同表の26の項とし、同表の24の項中「24の項」を「25の項」に改め、同項を同表の25の項とし、同表の23の項中「23の項」を「24の項」に改め、同項を同表の24の項とし、同表の22の項中「22の項」を「23の項」に改め、同項を同表の23の項とし、同表の21の項中「21の項」を「22の項」に改め、同項を同表の22の項とし、同表の20の項中「20の項」を「21の項」に改め、同項を同表の21の項とし、同表の19の項中「19の項」を「20の項」に改め、同項を同表の20の項とし、同表の18の項中「18の項」を「19の項」に改め、同項を同表の19の項とし、同表の17の項中「17の項」を「18の項」に改め、同項を同表の18の項とし、同表の16の項中「16の項」を「17の項」に改め、同項を同表の17の項とし、同表15の項中「15の項」を「16の項」に改め、同項を同表の16の項とし、同表の14の項中「14の項」を「15の項」に改め、同項を同表の15の項とし、同表の13の項中「13の項」を「14の項」に、「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同項を同表の14の項とし、同表の12の項中「12の項」を

「13の項」に改め、同項を同表の13の項とし、同表の11の項中「11の項」を「12の項」に改め、同項を同表の12の項とし、同表の10の項中「10の項」を「11の項」に改め、同項を同表の11の項とし、同表の9の項中「9の項」を「10の項」に改め、同項を同表の10の項とし、同表の8の項中「8の項」を「9の項」に改め、同項を同表の9の項とし、同表の7の項中「7の項」を「8の項」に改め、同項を同表の8の項とし、同表6の項中「6の項」を「7の項」に改め、同項を同表の7の項とし、同表の5の項中「5の項」を「6の項」に改め、同項を同表の6の項とし、同表4の項中「4の項」を「5の項」に改め、同項を同表の5の項とし、同表の3の項の次に次のように加える。

4 条例別表第1の4の項の規則で定める事務	私立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。以下同じ。）の専攻科の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
-----------------------	--

別表第2の3の項中「県立高等学校」を「県立の高等学校」に改め、同表の5の項中「（中等教育学校の後期課程を含む。）」を削り、同表中11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、8の項の次に次のように加える。

9 条例別表第2の1の項第9号の規則で定める事務	県立の高等学校の専攻科の生徒に対する就学支援金に相当する額の支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
10 条例別表第2の1の項第10号の規則で定める事務	国立若しくは公立の高等学校の専攻科の生徒若しくは学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。ただし、別表第1の13の項を改め、同項を同表の14の項とする改正規定（「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）は、令和2年12月1日から施行する。

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則をここに公布する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県規則第85号

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の適用期日を定める規則

島根県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（令和2年島根県条例第41号）の適用期日は、令和2年10月1日とする。

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和2年10月9日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県公営企業管理規程第9号

島根県企業局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の給与に関する規程（昭和41年島根県公営企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付す。

附則第2項に見出しとして「（暫定手当の支給）」を付す。

附則第3項に見出しとして「(規程の廃止)」を付す。

附則第4項に見出しとして「(業務手当に係る経過措置)」を付す。

附則に次の6項を加える。

(新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための特殊勤務手当の特例)

5 第7条に定めるもののほか、職員が、次に掲げる区域において、新型コロナウイルス感染症(新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するものをいう。以下同じ。)から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって次項に定めるものに従事したときは、当分の間、特殊勤務手当として防疫作業等従事手当を支給する。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者(以下「患者等」という。)を受け入れている病院又は宿泊施設の内部
- (2) 患者等を受け入れている病院又は宿泊施設に患者等を移送する自動車の内部
- (3) 患者等が待機している居宅
- (4) 新型コロナウイルス感染症に係る検査が実施される施設
- (5) 前各号に掲げる区域に準ずるものとして管理者が認める区域

6 前項に規定する作業は、次に掲げる作業とする。

- (1) 患者等に接して行う説明、調査又は移送
- (2) 患者等が使用した物件の処理
- (3) 患者等を受け入れている宿泊施設において行う連絡調整(管理者が定める場合に限る。)
- (4) 前3号に掲げる作業に準ずるものとして管理者が認める作業
- (5) 前各号に掲げる作業以外の作業であって、新型コロナウイルス感染症の防疫に係るもの

7 附則第5項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる作業 3,000円(患者等の身体に直接接触して行う場合又は患者等に長時間にわたり接して行う場合にあつては、4,000円)
- (2) 前項第2号に掲げる作業 3,000円
- (3) 前項第3号に掲げる作業 3,000円
- (4) 前項第4号に掲げる作業 4,000円を超えない範囲内でそれぞれの作業に応じて管理者が定める額
- (5) 前項第5号に掲げる作業 740円

8 同一の日において、附則第6項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

9 附則第6項第3号に掲げる作業が引き続いて2日にわたるときは、これを1日とみなす。

10 第9条及び第10条の2の規定は、防疫作業等の業務に従事したときについて準用する。

附 則

この規程は、公布の日から施行し、この規程による改正後の島根県企業局職員の給与に関する規程は、令和2年2月1日から適用する。

教 育 委 員 会 規 則

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則をここに公布する。

令和2年10月9日

島根県教育委員会教育長 新 田 英 夫

島根県教育委員会規則第20号

新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例（令和2年島根県条例第42号。以下「条例」という。）の規定に基づき、特殊勤務手当の支給の対象となる区域、作業、支給額等に関し必要な事項を定めるものとする。

(防疫作業等従事手当)

第2条 条例第3条第1項のこれらに準ずる区域として教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる区域とする。

- (1) 学校教育活動を実施する施設
- (2) 新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者（以下「患者等」という。）を移送する自動車の内部
- (3) 患者等を受け入れている寄宿舍以外の宿泊施設
- (4) 前3号に掲げる区域に準ずるものとして教育委員会が認める区域

第3条 条例第3条第1項の新型コロナウイルス感染症から幼児、児童又は生徒の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって教育委員会規則で定めるものは、次に掲げる作業とする。

- (1) 患者等に接して行う救急処置、付添い又は移送
- (2) 患者等が使用した物件の処理
- (3) 患者等が使用した机、椅子その他の物件又は患者等を移送した自動車の内部の消毒
- (4) 前3号に掲げる作業に準ずるものとして教育委員会が認める作業

第4条 条例第3条第2項の手当の額は、1日につき、次の各号に掲げる作業の区分に応じて当該各号に定める額とする。

- (1) 前条第1号に掲げる作業 3,000円（患者等の身体に直接接触して行う場合又は患者等に長時間にわたり接して行う場合にあつては、4,000円）
- (2) 前条第2号に掲げる作業 3,000円
- (3) 前条第3号に掲げる作業 740円（教育委員会が認める場合にあつては、3,000円）
- (4) 前条第4号に掲げる作業 4,000円を超えない範囲内でそれぞれの作業に応じて教育委員会が定める額

2 同一の日において、前項各号の作業のうち2以上の作業に従事した場合には、これらの作業に係る手当のうちその額の最も高いものの一を支給する。

(準用)

第5条 県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する規則（平成元年島根県教育委員会規則第1号）第9条第1項、第10条及び第11条の規定は、作業日数の計算方法、支給方法等について準用する。

2 給与等事務システムを使用して教育職員の特殊勤務手当関係手続等を行う場合の特例に関する規則（平成25年島根県教育委員会規則第9号）第3条の規定は、防疫作業等従事手当について、給与等事務システムを使用して手続等を行う場合に準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和2年2月1日から適用する。